

加美町中新田地区商店街でチャレンジしてみませんか？

加美町中新田地区商店街 空き店舗対策事業補助金

加美町では中新田地区商店街の活性化を通じて地域商業の振興を図るため、中新田地区商店街の空き店舗を活用し、新規出店する事業者に対し、予算の範囲内において補助金を交付します。

対象者

町が指定する区域の空き店舗を活用して新規に出店する者

事業内容

9 【補助率・額】

- ・ 2 分の 1 以内、補助事業に当たり 100 万円を限度

【対象経費】

- ・ 店舗改修費及び設備費、店舗の設計費

【備考】

○ 次の事業者に対して補助金を交付する。

- ・ 小売業・飲食業その他商店街の活性化に寄与すると町長が認めたもの
- ・ 店舗の 1 階部分で営業し、2 年以上継続して営業するもの
- ・ 週 5 日以上、昼間に営業し、かつ、直接客が店舗に来るもの
- ・ 中心市街地の他の店舗から移転して出店することにより、移転前の店舗を空き店舗としないもの
- ・ 不動産業者を通じ、空き店舗所有者と賃貸借または売買等の契約を交わし、事業に対し所有者から許可を得ているもの
- ・ 令和 8 年度中に事業を完了できるもの

【申請受付】

- ・ 令和 8 年 9 月 1 日（火）～令和 9 年 2 月 2 6 日（金）
※ 予算がなくなり次第終了

お問い合わせ先

加美町役場商工観光課 商工振興係 TEL：0229-63-6000

FAX：0229-63-3398

受付時間：平日 9：00～17：00

～ 交付までの流れ～

1

物件の選定

2

不動産契約

（賃貸借または売買）

3

対象工事請負契約

（または見積り）

4

補助金申請

5

対象工事

6

補助金交付